

事 務 連 絡
令和7年11月14日

社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和7年4月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いが整理されるまでの間、貴団体において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお願いしているところです。

今般、令和7年12月請求分以降の医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和2年4月30日保医発0430第4号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知、令和5年11月7日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくようお願いいたします。

また、医療機関等からの請求の受付及び貴団体から都道府県に対して公費支援分の請求を行うに当たっては、各都道府県と連携してご対応いただくようよろしくお願いいたします。